解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

札幌市白石区菊水九条三丁目一番五号
財団法人札幌東高等学校後援会
代表清算人　吉中新太郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月四日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第七十六条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

栃木県宇都宮市白沢町四九九番地五
清算法人下田原南部土地改良区
代表清算人　齋藤　悟

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

東京都中野区栄町通一丁目四番地
正法教信会
清算人　長谷川正浩

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

横浜市中区尾上町五丁目八〇番地
社団法人神奈川県信用組合協会
代表清算人　椎野　武

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年十二月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

岐阜県岐阜市日置江二六四八番地の二
岐阜県自動車販売厚生年金基金
代表清算人　三宅　敏機

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

三重県四日市市大字羽津甲五一六九番地財団法人日本万国博オーストラリア記念館内
財団法人日本万国博オーストラリア記念館
代表清算人　永田　雅裕

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月三十一日滋賀県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

滋賀県大津市御陵町三番一号
大津市土地開発公社
清算人　茂呂　治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

広島市東区光町一丁目一一番五号地産ビル一〇〇三号
社団法人広島県教育会
代表清算人　佐藤　陽祐

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十一月十五日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

高知県幡多郡大月町橘浦二四七番地一六
橘浦生産森林組合
清算人　伊与田　智

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める事由の発生により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

福岡県福岡市博多区東公園七番七号
財団法人福岡県産炭地域振興センター
清算人　久家　修児

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

沖縄県那覇市松山一丁目二八番一号
財団法人金城報恩会
代表清算人　金城　直樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

群馬県前橋市紅雲町二丁目一番九号
財団法人群馬文化協会
代表清算人　西片　恭子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年十二月二日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

埼玉県桶川市大字川田谷四一四番地
清算法人川田谷北部土地改良区
清算人代表　岩田　好則

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月十日上尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

埼玉県上尾市原新町四番一七号
上尾市原新町土地区画整理組合
代表清算人　松崎　崇次

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

岐阜県瑞浪市釜戸町二六七三番地の一
財団法人釜戸産業振興財団
代表清算人　足立　泰啓

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

京都府亀岡市安町野々神八番地
財団法人亀岡市文化財保存会
代表清算人　遠山　泰之